

『裁量階層』とは次に掲げる世帯です。

別紙 1

該 当 世 帯	該 当 要 件
高 齢 者 世 帯	入居を申込み方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「申込日現在60歳以上又は入居予定日現在18歳未満」である場合。(60歳以上の単身者も該当します。) *公営住宅法施行令により、60歳以上に改正になりましたが、経過措置として昭和31年4月1日以前に生まれた方も裁量階層世帯として適用になります。
障 害 者 世 帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが障害者。(以下の条件の方) (1) 身体障害者福祉法施行規則第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条3項に規定する1級又は2級に該当する程度 (3) (2)に規定する精神障害に相当する程度の知的障害
戦 傷 病 者 世 帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合。
被 爆 者 世 帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生大臣の認定を受けている場合。
海 外 引 揚 者 世 帯	入居を申込み方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚げから5年以内の場合。
子 育 て 世 帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合。